| 番号 | 発注担当課 | 工事等の名称 | 工事等の場所 | 工事等の内容 | 契約締結予定日 | 契約の相手方の選定基準 |
|----|---------------|-------------------------|---|--|-----------|--|
| 1 | 学校再編整備課 | なみはらくじらパークトイレ清掃業務委託 | 南房総市和田町下三 原360番地1(なみはら くじらパーク) | なみはらくじらパークトイレの年間清掃業務 | 令和7年4月1日 | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する市内のシルバー人材センター又はシルバー人材センター連合であること。 |
| 2 | 市民課 | 文書仕分業務委託 | 市が指定する場所 | 南房総市役所各部署、関係団体及び市立幼稚園・小学校・中学校が発行する文書を組ごとに仕分けて封入れする業務(1) 封筒に宛名シールを貼る。(2) 仕分指示書に従い、組数、戸数、回覧部数及び個人発送希望者数ごとに文書の仕分を行う。(3) 仕分した文書を組数及び個人発送希望者ごとに封筒に入れ、封をする。ただし、文書量が多く一つの封筒に全ての文書を入れることができない場合は、複数の封筒を使用し、封筒を紐でくくって一つの荷とする。(4) (1)から(3)の作業を行った後、毎月第2木曜日の前日の各水曜日に市が指定した配送業者へ発送依頼の連絡を入れる。 | 令和7年4月1日 | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 第41条に規定する法人 |
| 3 | 学校再編整備課 | なみはらくじらパーク草刈・剪定業務委託 | 南房総市和田町下三 原360番地1外(なみ はらくじらパーク) | 公園の草刈り及び生垣の剪定 | 令和7年4月17日 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する市内のシルバー人材センター又はシルバー人材センター連合であること。 |
| 4 | 学校再編整備課 | 旧南房総市立白浜中学校草刈業務委託 | 南房総市白浜町滝口 5580番地57外(旧 白浜中学校) | 草刈り作業 | 令和7年4月17日 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する市内のシルバー人材センター又はシルバー人材センター連合であること。 |
| 5 | 生涯学習課 | 千倉総合運動公園環境美化業務委託 | 千倉総合運動公園 (南房総市千倉町川 戸544-8) | ①敷地内の草刈・草取り、樹木の伐採など (片付け等も含む) ②遊歩道・野球場内の側溝清掃など (片付け等も含む) ③海洋センター及びセンターハウス等の簡易清 掃 | 令和7年4月21日 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定する市内のシルバー人材センター又はシルバー人材センター連合であること。 |
| 6 | 生涯学習課 | 花園広場トイレ定期清掃業務委託 | 南房総市和田町花園 866-3(花園広場) | 花園広場内トイレの清掃業務 月2回 | 令和7年4月21日 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター又はシルバー人材センター連合であること。 |
| 7 | 生涯学習課 | 千倉七浦体育館トイレ定期清掃業務委託 | 南房総市千倉町大川 638 | 千倉七浦体育館トイレの清掃業務 月1回 | | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設であること。 |
| 8 | 生涯学習課 | 和田コミュニティ運動広場トイレ定期清掃業務委託 | 南房総市和田町下三 原364 | 和田コミュニティ運動広場トイレの清掃業務 月2回 | 令和7年4月21日 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設であること。 |
| 9 | 生涯学習課 | 白浜体育館・白浜多目的運動場トイレ定期清 | 南房総市白浜町滝口 5580番地57 | 白浜体育館・白浜多目的運動場トイレの清掃業 務 月1回 | 令和7年4月21日 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設であること。 |
| 10 | 環境保全課 水処理センター | トイレ清掃業務委託 | 南房総市御庄607番 地 | 公衆トイレの定期清掃 | 令和7年5月15日 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する市内のシルバー人材センター又はシルバー人材センター連合であること。 |
| 11 | 管財契約課 | 市営住宅跡地草刈業務委託 | 南房総市平久里中202番地3(旧平久里中団地・旧川田団地・旧リバーサイド多田良団地・旧北浜さざなみA団地・旧北浜さざなみB団地・旧大房団地・旧大房団地・田大房団地・田 | 市営住宅跡地の草刈り(年2回) | | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1 項に規定する市内のシルバー人材センター又はシルバー人材センター連合であること。 |